

事務連絡
令和3年8月5日

新型コロナワクチン接種実施の
医療機関 御中

公益社団法人鳥取県医師会

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

日ごろ、新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種(以下、「ワクチン接種」)について、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省から発出された情報を随時、鳥取県医師会のホームページに掲載し、周知を図っているところであります。

このうち、令和3年6月17日付けの臨時的な取扱い(その49)において、ワクチン接種にかかる初診料、再診料、投薬等の算定にかかるQ&Aが別紙のとおり掲載されています。

最近、ワクチン接種後の痛みあるいは発熱した場合に備えて、予防的に解熱鎮痛剤を投薬又は処方し、保険請求がなされた事例が散見されます。

しかし、このような予防的な投薬又は処方は、保険請求できませんので、ご注意ください。

なお、ワクチン接種とは別の傷病に対する診療行為について、算定要件を満たす場合には、初診料、再診料、外来診療料、処置、検査、投薬等をそれぞれ算定できる場合がありますので、Q&Aを十分にご確認ください。

○新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その49)
<https://www.tottori.med.or.jp/docs/tensukai/2021.06.17corona-rinji49.pdf>

鳥取県医師会事務局
担当：神戸、谷口
kenishikai@tottori.med.or.jp
TEL 0857-27-5566
FAX 0857-29-1578

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その49）」
厚生労働省事務連絡（令和3年6月17日付）

（別添）

問1 令和3年2月16日厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（厚生労働省発健0216第1号。以下「2月16日通知」という。）における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するに当たり、保険医療機関において、予診（予防接種実施規則第4条に規定する「問診、検温及び診察」をいう。以下同じ。）を行った場合、当該予診を実施したことに対して、初診料、再診料、外来診療料等の診療報酬を算定することはできるか。

（答）算定不可。

問2 2月16日通知における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を保険医療機関で実施した場合であって、予防接種の実施後に当該保険医療機関において健康状態を観察している間に、何らかの症状が発生し、それに対する診療を行った場合、初診料、再診料又は外来診療料を算定することはできるか。また、その際、処置、検査又は投薬等の診療を実施した場合において、それぞれに対応する項目について算定することはできるか。

（答）初診料、再診料又は外来診療料については、算定不可。なお、処置、検査又は投薬等に対応する項目については、それぞれ算定要件を満たした場合には算定できる。

問3 2月16日通知における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を保険医療機関で実施した場合であって、実施した日と同日に、予防接種を実施した保険医療機関において別の傷病に対して予防接種（予診及び健康状態の観察を含む。）の前又は後に診療を行ったときには、当該診療行為について初診料、再診料又は外来診療料を算定することはできるか。また、その際、処置、検査又は投薬等の診療を実施した場合において、それぞれに対応する項目について算定することはできるか。

（答）算定可。なお、初診料、再診料又は外来診療料以外の項目についても、それぞれ算定要件を満たした場合には算定できる。

問4 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3.1版）」（令和3年6月4日改訂）において、在宅療養患者等への接種については、「接種実施医療機関の医師が接種後も継続して被接種者の自宅で経過観察するほか、家族や知人、利用しているサービス（訪問介護、訪問看護等）等により、一定時間、被接種者の状態を見守り、体調に異変があった際に、接種を行った医療機関等に連絡し、適切な対応を取ることが考えられる」とされているが、訪問看護ステーションの看護師等が主治医から交付を受けた訪問看護指示書又は精神科訪問看護指示書に基づき実施される訪問看護サービスの提供を行うこととあわせ、新型コロナワクチン接種後の経過観察を行う場合においては、通常どおり、訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費は算定可能か。

（答）算定可。